

I. チリにおける M&A 法制の概要 執筆者: 平松 剛実、福沢 美穂子

1. はじめに

チリ経済は、マイナス成長となった 2009 年以来、低水準で推移していますが、チリ・ペソ安も相俟って、海外投資家による投資活動は依然として活発であり、電力、鉱業、水産加工、金融サービス、小売業などの分野における投資活動が顕著です。

また、チリは、中南米諸国の中では、外国投資家へのインセンティブや柔軟な法制度を有しているほか、汚職の問題も少ないことから、外国投資家にとっては、比較的 M&A がやり易い国であると思われます。世界銀行が発行する「Doing Business 2016」においても、チリは、事業の行いやすさについて 189 の国と地域のうち 48 位と、中南米諸国としては上位に位置づけられています。実際、近年において、日本の大手商社が、チリの鉱山・発電所の保有・開発・運営会社、水産品の養殖・加工会社、海水淡水化事業会社に出資したりこれを買収したりする事例があり、日本の大手ゲーム企業がチリのゲーム開発企業を買収した事例なども見られます。

上記に加えて、チリでは 2016 年 1 月に、新たな対内直接投資に関する法律が施行され、これまで外資受け入れの担当部局であったチリ外国投資委員会が対内投資促進機関(Foreign Investment Promotion Agency)へ改組され、対内直接投資の推進を図ろうとしていること、また、同月に日智租税条約が署名され、2007 年に発効した日智経済連携協定(EPA)と合わせて、日本企業がチリで安定的にビジネスを展開できる環境が整いつつあることなどから、日本企業によるチリでの M&A 取引が今後益々活発化することが期待されます。

2. M&A のストラクチャー

チリにおける M&A の主な方法は以下のとおりです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

(1) 対象会社の株式/持分の取得

チリの会社の株式又は持分を取得することで当該会社の支配権を有する方法は、M&A の一般的手法として用いられています。 対象会社が非公開会社の場合は特別な手続や当局の事前承認は必要なく、取引完了後にチリの内国歳入庁へ株主構成の変更 等に関する届出を行えば足ります。これに対して、対象会社が公開会社の場合は、上記に加えて、その支配権を取得するために は、原則として公開買付けが必要となる点に注意が必要です。なお、上記で述べた既発行株式を取得する方法のほか、対象会 社によって新規に発行される株式の取得を通じて M&A 取引を行うこともできます。

(2) 合併

法令上、合併は、2 つ以上の会社が 1 つに結合し、その全ての権利義務を承継する場合とされており、合併後の存続会社/新設会社は、合併当事会社の負債、資産及び株主を全て承継することとなります。合併には以下の 2 つの種類があります。

- (i) 2つ以上の会社の資産及び負債を1つの会社に承継させることにより会社を新設するもの
- (ii) 1つ以上の会社が解散し、1つの既存の会社に吸収されて、その全ての権利義務が承継されるもの

合併を行うためには、各合併当事会社の株主総会において、発行済み議決権付株式の3分の2の賛成による特別決議を得ることが必要です。

(3) 会社分割

1 つ又はそれ以上の会社が、ビジネスの一部として、資産、負債、従業員等をスピンオフして、新会社へ移転させる方法です。会社分割を行うためには、株主総会において、発行済み議決権付株式の3分の2の賛成による特別決議を得ることが必要です。分割会社の株主は、従前の持株比率を維持したまま、新会社の株主となります。

(4) 資産譲渡

会社法は、株式会社が資産の 50%以上を売却する場合に、当該会社の株主総会の事前承認を要求しているため留意する必要があります。当該承認決議には、発行済み議決権付株式の3分の2の賛成による特別決議が必要です。

3. 株式/持分譲渡を行う場合の注意点

チリの会社の株式/持分譲渡を行う場合は、以下のような注意点があります。

(1) 株式譲渡契約の要式行為性

対象会社が株式会社である場合、株式の譲渡は、買主及び売主の双方によって締結された私署証書、又は公証人が作成する公正証書による必要があります。私署証書は、2 名の証人又は公証人の面前で作成されなければなりません。買主が、会社に株主名簿の書き換えを請求する場合は、株券とともに当該株式譲渡契約書を会社に提出する必要があります。

(2) 合同会社の持分譲渡

対象会社が合同会社(Sociedad de Responsabilidad Limitada)の場合、出資者の変更には定款変更が必要であり、当該定款変更のためには、出資者全員の承認が必要である点に留意が必要です。

(3) 株主間契約の株主名簿への登録

株主/出資者が株式の譲渡制限や会社の支配権に関する条項を含む株主間契約を締結した場合、当該株主間契約は、会社に 提出され、その存在は株主名簿に登録されることになります。仮に当該登録を怠った場合、当該株主間契約の当事者は、当該条 項を会社に対して強制することはできません。

(4) 競争法上の事前届出

チリの競争法上、合併、買収、joint venture 設立等の M&A を行う場合の事前届出義務(いわゆる merger filing)の規定はありません。但し、チリ競争法は、市場集中をはじめとする様々な反競争行為を禁止していることから、実務上は、対象となる取引が競

争法違反となる懸念がある場合には、国家経済検察庁(Fiscalía Nacional Económica)又は反競争裁判所(Tribunal de Defensa de la Libre Competencia)への事前相談を行い、事前の承認を得ておくことが望ましいと考えられます。



Wisto たけみ 西村あさひ法律事務所 カウンセル 弁護士 平松 剛 実

t_hiramatsu@jurists.co.jp

1989 年弁護士登録。1997 年より 20 年間にわたり、外国法律事務所とのネットワークの担当者を務めてきたことで、多数の外国弁護士との間での強固な個人的信頼関係を構築しており、それに基づく豊富な人脈を駆使して、国際案件の処理を行っている。現在、西村あさひ法律事務所の中南米プラクティスチームおよびアフリカプラクティスチームのメンバー。



ふくざわ み ほ こ 弁護士法人NISHIMURA & ASAHI法律事務所 法人社員 弁護士 福 沢 美穂子 m_fukuzawa@jurists.co.jp

2000 年弁護士登録。2007 年ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M)。2007 年~2008 年デビボイス&プリンプトン法律事務所(ニューヨーク)にて研修。国内外の M&A や会社法等のコーポレート案件、FCPA をはじめとする危機管理案件など、企業法務全般を担当。

II. コロンビア政府と左翼ゲリラ「コロンビア革命軍(FARC)」との歴史的和平合意 執筆者:清水 誠、高木 智宏

2016 年 8 月 24 日、コロンビア政府及び同国最大の左翼ゲリラ組織であるコロンビア革命軍(FARC)が、和平合意に至ったことをキューバのハバナ市において発表しました。

FARC とは、キューバ革命の影響を受け 1964 年に農民らが社会主義政権の樹立を目指して結成した組織であり、中南米最大の左翼系反政府武装組織であると言われています。FARC は、1980 年代に麻薬密売組織と連携するとその勢力を拡大し、テロや誘拐行為を繰り返すなどしており、現地における複数の日本人誘拐、殺害事件にも関与したとされています。50 年以上に亘り続いた FARC とコロンビア政府との間の紛争による死者は 22 万人に達すると言われるなど多くの被害者を生み、また、コロンビアに進出し、又は進出を検討しようとしている外国企業にとっても治安上の大きな懸念材料でした。

コロンビアのウリベ前大統領は、父親が FARC に殺害されたという経緯もあり、FARC に対し強硬的な姿勢で臨んでいましたが、サントス現大統領が 2010 年に就任すると、コロンビア政府と FARC は、ノルウェーやキューバの仲介を受けて和平のための議論を開始し、2012 年 10 月にノルウェーのオスロ市において和平交渉の開始を宣言すると、その後もハバナ市において断続的に交渉を継続してきました。そして、4 年に亘る交渉の結果、2016 年 8 月 24 日に 200 頁を超える「紛争の終結及び安定的かつ持続的な平和の創出のための最終合意」(Acuerdo Final para la Terminación del Conflicto y la Construcción de una Paz Estable y Duradera)(「最終合意」)について合意に達しました。最終合意については、同年 9 月 26 日に正式な調印式が行われると言われており、その後同年 10 月 2 日に行われる国民投票において最終合意についての国民の賛否が問われます。最終合意については、対 FARC 強硬派のウリベ前大統領のグループや、FARC の活動による被害者、また、都市生活者を中心とする現在の体制下において恵まれた立場にある者の中には反対の意見も見られます。

国民投票においては、「あなたは、紛争の終結及び安定的かつ持続的な平和の創出のための最終合意を支持しますか。」との 1 問のみが問われ、憲法法廷の裁定により、国民投票では有権者の 13%以上の賛成票があり、賛成票が反対票を上回れば、 FARC との最終合意が国民に承認されたものとみなされます。国民の間では、最終合意が長大かつ複雑すぎるとの批判も出ており、メディア及び政府は、国民が十分な情報を得た上で国民投票に臨めるよう、最終合意についての平易な解説を試みる等の努力をしているところです。

最終合意の内容は、大きく、①包括的な農村部改革、②政治参加(平和創出のための民主的解放)、③違法薬物問題の解決、 ④紛争被害者に関する合意及び⑤紛争の終了(双方向の攻撃の停止)から成ります。

2016 年 9 月 2 日に東京で講演を行ったアレハンドロ・ガンボア大統領府国際協力庁長官の言葉によれば、今回のコロンビア政

府と FARC との和平合意は、2 つのコロンビア、すなわち、首都ボゴタやコロンビア第二の都市メデジンをはじめとする都市部の 生活者を中心とする上流・中産階級から成るコロンビアと農村部の貧しい労働者から成るコロンビアの統合を意味しており、今 後、コロンビア政府と FARC の対立の原因であった経済格差を改善するため、農村部の生活向上に向けた様々な施策が行われ ることが予定されています。

最終合意の実行は、最終合意に至るプロセス以上に困難を伴うと目されていますが、コロンビア政府は、すでに組織横断的な 委員会等 4 つの組織を設け、また、国連、EU、米州開発銀行及び世界銀行を中心とした国際社会にも幅広い協力を呼びかける など、最終合意の実行に向けた積極的な活動を開始しています。

※本稿は、Brigard & Urrutia 法律事務所の Darío Laguado Giraldo 弁護士及び Catalina Manga Congote 弁護士の協力を得て執 筆したものです。



西村あさひ法律事務所 弁護士 清 水 誠

m2_shimizu@jurists.co.jp

2004 年弁護士登録。2012 年~2013 年ポール・ワイス・リフキンド・ワートン・ギャリソン法律事務所(ニューヨーク及 び東京)、2013 年~2014 年ピネイロ・ネト法律事務所(サンパウロ)出向のほか、メキシコ、コロンビア及びチリにおけ る実務経験を有する。現在、ブラジルを中心とした中南米各国における日本企業の事業展開について幅広く助言し ている。



たか ぎ 西村あさひ法律事務所 弁護士 <u>高</u>木 智宏 t_takagi@jurists.co.jp

2005 年弁護士登録。2012 年ニューヨークのデビボイス&プリンプトン法律事務所勤務。日本企業による国内外の M&A や海外進出案件などに取り組む。

「商事法務ポータル」におけるラテンアメリカ法務情報のご案内

当事務所の中南米プラクティス・チームでは、株式会社商事法務が運営する会員制ウェブサイト「商事法務ポータル」において、 2016年1月から原則として毎週月曜日にラテンアメリカ法務情報を発信しています。本ニューズレターに加え、商事法務ポータルに おける記事も皆様のお役に立てていただければ幸いです。

商事法務ポータルのラテンアメリカ法務情報については、以下のURLをご覧ください。なお、購読には商事法務ポータルへの会員 登録が必要となります。

https://www.shojihomu-portal.jp/kaigai/latin

商事法務ポータルにおけるラテンアメリカ法務情報の記事の内容に関しては、各記事の執筆者又はlatinamerica@eml.jurists.co.jp までお問い合わせください。また、本連載において取り上げることをご希望されるトピック等がございましたら、松平定之 (s_matsudaira@jurists.co.jp)までご連絡ください。



まつだいら さだゆき 西村あさひ法律事務所 カウンセル 弁護士 松平 定之

s_matsudaira@jurists.co.jp

2002 年弁護士登録。みずほ証券株式会社法務部及びニューヨークのデビボイス&プリンプトン法律事務所出 向。日本企業による海外進出案件(M&A 及び関連争訟を含む)、資源エネルギー案件などに取り組む。

当事務所では、中南米の法律事務所に駐在経験のある弁護士を含めた中南米プラクティスグループのメンバーが、国内外の専門家と連携しつつ、中南米において 事業活動を行う日本企業をサポートする体制を整えており、これらのメンバーを中心に、中南米において事業展開する日本企業の皆様にリーガルサービスの提供 を行っております。

本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、中南米地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。当法律事 務所では、他にもアジア・中国・ビジネスタックスロー・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、 随時発行しております。バックナンバーは<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/news|etter.html>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

© Nishimura & Asahi 2016